

経営事項審査の改正について（平成 28 年 6 月施行）

～平成 28 年 6 月以降に「とび土工工事業」又は「解体工事業」の経営事項審査を受ける方は、必ずお読みください。～

1 改正概要

これまで、とび・土工工事業として行われてきた解体工事について、建設業の許可に係る業種区分として、新たに解体工事業が設けられました（平成 26 年 6 月公布、平成 28 年 6 月施行の建設業法改正）。これに伴い、解体工事業に係る経営事項審査が新設されました。

※許可の経過措置

施行日（平成 28 年 6 月）時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き 3 年間（平成 31 年 5 月まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能となります。

2 経過措置について

許可の経過措置に伴い、経営事項審査においても経過措置が設けられます。

解体工事業の追加に伴い、これまで「とび・土工・コンクリート」に含まれていた「解体」の完成工事高や技術職員を抜き出すことで、「とび・土工・コンクリート」の完成工事高や技術職員が減少し、総合評定値が変動してしまう可能性があります。

このため、平成 28 年 6 月から平成 31 年 5 月までの 3 年間の経過措置期間中に限り、法施行前の「とび・土工・コンクリート」と変わらない審査結果が算出されるように、改正法施行後における「とび・土工・コンクリート」、「解体」に加え、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の総合評定値を算出します（P 7【別添 1】参照）。

なお、解体工事業の許可を取得するまでは、解体工事業の経営事項審査を申請できませんのでご注意ください。

3 経過措置期間中の申請について

（1）完成工事高について

①工事経歴書の切り分けについて

審査基準日から直前 2 年（3 年平均を選択した場合は 3 年）の年間平均完成工事高について、「とび・土工・コンクリート」と「解体」を切り分けて申請をしていただくこととなります。それに伴い、直前 2 年又は 3 年の工事経歴書も切り分けたものを作成し、審査時に持参していただく必要があります（※解体がない場合、全て解体の場合は、切り分け不要）。

②工事種類別完成工事高の記載方法

とび・土工工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」を「工事種類別完成工事高工事種類別元請完成工事高」（様式第 25 号の 11 別紙 1）に記載してください。その際、完成工事高の欄には「とび・土工・コンクリート」と「解体」の合計の完成工事高を記載してください。元請完成工事高の欄についても同様です。

解体工事業の経営事項審査を受けない場合は、「解体」は「その他」に計上してください。

なお、記載する業種コードは【表1】のとおりです。

【表1】

工事の種類	業種コード
解体工事	290
とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）	300

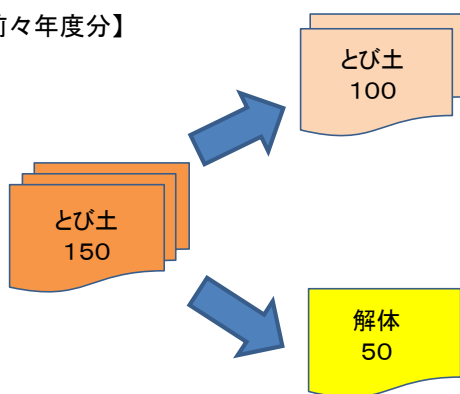
○ 完成工事高の算出方法（2年平均を選択した場合）

① 工事経歴書の切り分け

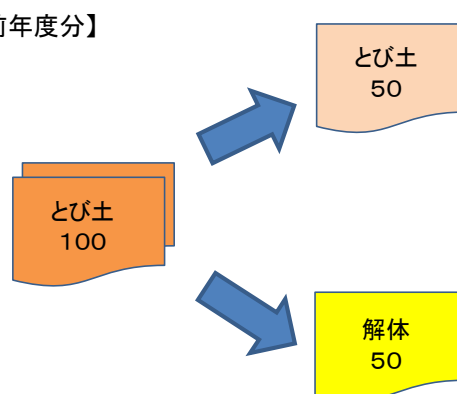
直前2年の「とび・土工・コンクリート」の工事経歴書を、「とび・土工・コンクリート」と「解体」に切り分ける。

※解体がない場合、全て解体の場合は、切り分ける必要はない。

【前々年度分】



【前年度分】



② 工事種類別完成工事高への記載内容

必ず、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」を記載し、「とび・土工・コンクリート」と「解体」の合計額を計上する。

※元請完成工事高も、同様に記載する。

【解体の経審を受ける場合】

業種	コード	前々年度	前年度
とび土	050	100	50
とび土・解体（経過措置）	300	150	100
解体	290	50	50
計		150	100

【解体の経審を受けない場合】

業種	コード	前々年度	前年度
とび土	050	100	50
とび土・解体（経過措置）	300	150	100
その他		50	50
計		150	100

※解体は、その他に計上する。

※3年平均を選択した場合は、さらにもう1年度前についても同様に取り扱います。

「工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高」の記載例①
「とび・土工事業の経審を受け、解体工事の経審を受けない場合」

(用紙A4)

2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 2 6 年 0 4 月 至 2 7 年 0 3 月	審査対象事業年度 自 2 7 年 0 4 月 至 2 8 年 0 3 月	計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均
業種コード 3 2 0 5 0	完成工事高(千円) 1 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 8 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 5 0 0 0 0 0
工事の種類 とび・土工・コンクリート工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度 審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度
とび・土工事業(解体工事分を除く)の完成工事高を記載			
業種コード 3 2 0 5 1	完成工事高(千円) 1 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 1 0 0 0 0 0
工事の種類 法面処理工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度 審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度
業種コード 3 2 3 0 0	完成工事高(千円) 1 5 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 1 3 0 0 0 0	完成工事高(千円) 1 0 0 0 0 0
工事の種類 とび・土工・コンクリート・解体工事(経過措置)	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度 審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度
とび・土工事業(解体工事分含む)の完成工事高を記載 ※合計に含めないよう注意			
業種コード 3 2 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度 審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度
必ず記載する。			
業種コード 3 3 0 0 0	完成工事高(千円) 5 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 5 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 5 0 0 0 0 0
工事の種類 その他	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度 審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度
とび・土工事業(解体工事分のみ)の完成工事高を記載			
業種コード 3 4 0 0 0	完成工事高(千円) 1 5 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 1 3 0 0 0 0	完成工事高(千円) 1 0 0 0 0 0
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度 審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度
業種コード 3 4 0 0 0	完成工事高(千円) 1 5 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 1 3 0 0 0 0	完成工事高(千円) 1 0 0 0 0 0
工事の種類 合計	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度 審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無))

「工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高」の記載例②
「とび・土工事業及び解体工事の経審を受ける場合」

(用紙A4)
2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前々審査対象事業年度及び 前々々審査対象事業年度 自 2 6 年 0 4 月 至 2 7 年 0 3 月	審査対象事業年度 自 2 7 年 0 4 月 至 2 8 年 0 3 月	計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)
業種コード 3 2 0 5 0	完成工事高(千円) 1 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 8 0 0 0 0	完成工事高(千円) 5 0 0 0 0
工事の種類 とび・土工・コンクリート工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
とび・土工事業(解体工事分を除く)の完成工事高を記載			
業種コード 3 2 0 5 1	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 1 0 0 0 0
工事の種類 法面処理工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
とび・土工事業(解体工事分のみ)の完成工事高を記載			
業種コード 3 2 2 9 0	完成工事高(千円) 5 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 5 0 0 0 0	完成工事高(千円) 5 0 0 0 0
工事の種類 解体工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
とび・土工事業(解体工事分含む)の完成工事高を記載 ※合計に含めないよう注意			
業種コード 3 2 3 0 0	完成工事高(千円) 1 5 0 0 0	元請完成工事高(千円) 1 3 0 0 0	完成工事高(千円) 1 0 0 0 0
工事の種類 とび・土工・コンクリート・解体工事 (経過措置)	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
必ず記載する。			
業種コード 3 3	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 0
工事の種類 その他工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
業種コード 3 4	完成工事高(千円) 1 5 0 0 0	元請完成工事高(千円) 1 3 0 0 0	完成工事高(千円) 1 0 0 0 0
工事の種類 合計	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無))

(2) 技術職員の業種について

平成31年5月31日までの間に限り、「とび・土工・コンクリート」と「解体」の両方を申請するときは、1人の技術職員について、3業種を申請することが認められます。

なお、技術職員名簿（様式第25号の11別紙2）に記載する業種コードは【表2】のとおりです。

【表2】

工場の種類	業種コード
解体工事	29
とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）	99

※業種コード「99」は、3業種（「とび・土工・コンクリート」と「解体」の2業種に加えて1業種）を申請する場合のみ使用します。

例えば、1級土木施工管理技士の技術者の場合は、【表3】のようなコードや点数が想定されます。

【表3】

・技術職員名簿

事例	申請業種	コード	
①	土木、とび土（2業種）	01	05
②	土木、解体（2業種）	01	29
③	土木、 とび土、解体（3業種）	01	99
④	とび土、解体（2業種）	05	29

※とび土、解体の両方を申請する場合は、「99」を使う。これにより、3業種を申請できる。

・技術者点数

事例	土木	とび土	とび土・解体（経過措置）	解体
①	5	5	5	
②	5		5	5
③	5	5	5	5
④		5	5	5

※どの事例も、とび土・解体（経過措置）に、重複してカウントされる。

(3) 技術職員の資格について

解体工事業における技術職員の資格区分及び点数等は、【表4】のとおりです。

【表4】

コード	資格区分	点数
001	大学又は高等専門学校の指定学科を卒業後3年以上の実務経験者 高等学校又は中等教育学校の指定学科を卒業後5年以上の実務経験者	1
002	10年以上の実務経験者	1
113	1級土木施工管理技士	5 ※1
214	2級土木施工管理技士（土木）	2 ※1
120	1級建築施工管理技士	5 ※1
221	2級建築施工管理技士（建築）	2 ※1
222	2級建築施工管理技士（躯体）	2 ※1
141	技術士（建設・総合技術監理（建設））	5 ※2
157	技能士（とび・とび工）1級	2
257	技能士（とび・とび工）2級 ※解体工事の実務経験3年以上	1
060	登録解体工事試験の合格者	2
099	土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者	1
099	建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し9年を超える実務経験を有する者	1
099	とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し10年を超える実務経験を有する者	1

※1 平成27年度までの合格者の場合、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります（登録解体工事講習については、今後、国において試験の実施機関や実施方法が示される予定です）。

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。

審査基準日が平成33年3月31日までの間に限り、平成28年6月1日現在で、既にとび・土工工事の技術者である者は、解体工事業の技術者として認められます。その場合は、【表5】のコードを使用してください。（建設業法施行規則附則第4条）

【表5】

コード	資格区分	点数
11A	1級建築機械施工技士	5
21B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	2
11C	1級土木施工管理技士	5
21D	2級土木施工管理技士（土木）	2
21E	2級土木施工管理技士（薬液注入）	2
12A	1級建築施工管理技士	5
22B	2級建築施工管理技士（躯体）	2
14A	技術士（建設・総合技術監理（建設））	5
14B	技術士（建設「鋼構造物及びコンクリート」・総合技術監理（同左））	5
14C	技術士（農業「農業土木」・総合技術監理（同左））	5
14D	技術士（水産「水産土木」・総合技術監理（同左））	5
15A	技術士（森林「森林土木」・総合技術監理（同左））	5
16B	技能士（型枠施工）1級	2
26B	技能士（型枠施工）2級 ※とび土工の実務経験3年以上	1
15B	技能士（とび・とび工）1級	2
25B	技能士（とび・とび工）2級 ※とび土工の実務経験3年以上	1
17A	技能士（コンクリート圧送施工）	2
27A	技能士（コンクリート圧送施工）2級 ※とび土工の実務経験3年以上	1
16C	技能士（ウェルポイント施工）	2
26C	技能士（ウェルポイント施工）2級 ※とび土工の実務経験3年以上	1
06A	地すべり防止工事 ※とび土工の実務経験1年以上	1

別紙二

「技術職員名簿」の記載例
 「土木一式工事業、とび・土工工事業及び解体工事業の経審を受ける場合」

(用紙A4)
 2 0 0 0 5

技術職員名簿

申請者名 茨城建工(株)

頁 数 6 1 0 0 1 頁

審査基準日 平成28年3月31日

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号
1		茨城 一郎	S48年6月19日	42	6201111	2	99	11A	2		
2			年月日		62						
3			年月日								
4			年月日								
5			年月日		62						
6			年月日		62						
7			年月日		62						

業種コードを「99」にすることにより、「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の2業種にそれぞれ加算されます。
 【申請日が平成31年5月31日まで】

アルファベットを含むコードにすることにより、本来「とび・土工工事業」にしか該当しない資格(平成28年6月1日時点で取得しているものに限る)が「解体工事業」にも適用されます。
 【審査基準日が平成33年3月31日まで】

4 様式の改正について

様式の改正内容は、【表6】のとおりです。

【表6】

様式番号	書類名	改正内容
様式第25号の11	経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書	・項番15, 16に解体工事業の欄を追加。 ・記載要領の改正。
様式第25号の11別紙1	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高	・記載要領の改正。 ・「解体」、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」のコードを追加。
様式第25号の11別紙2	技術職員名簿	・記載要領の改正。 ・「解体」、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」のコードを追加。
様式第25号の12	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書	・建設工事の種類に、「解体」、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」を追加（下記のとおり）

【別添1】

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点(Z)
			年平均	評点(X ₁)	元請完成工事高 年平均	技術職員数					
						一級 (講習受講)	基幹	二級	その他		
土	木	833	100,000	711	100,000	4	2	0	1	0	793
	プレストレストコンクリート										
建	築										
大	左										
	とび・土工・コンクリート	801	100,000	711	700,000	1	1	0	1	2	665
	法										
	面										
	石										
	屋										
	電										
	管										
	タイル・れんが・ブロック										
	銅										
	構										
	造										
	物										
	部										
	筋										
	鉄										
	ほ										
	し										
	ゆ										
	ん										
	せ										
	装										
	つ										
	金										
	板										
	ガ										
	ラ										
	ス										
	塗										
	装										
	水										
	防										
	内										
	装										
	仕										
	上										
	置										
	機										
	械										
	器										
	具										
	設										
	置										
	熱										
	絶										
	縁										
	電										
	気										
	通										
	信										
	造										
	園										
	井										
	具										
	設										
	設										
	設										
	掃										
	施										
	設										
	体	764	30,000	602	0	2	1	0	3	3	625
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)	840	130,000	728	70,000	4	2	0	2	2	804
	そ										
	の										
	合		230,000		170,000	4	2	0	4	2	
	計										

解体工事業に係る経営事項審査を新設。

経過措置期間中(平成31年5月31日まで)に限り、これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出する。